

「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正について

2020年4月23日

(下線部変更箇所)

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第 2 条</p> <p>(1) } (現 行 ど お り)</p> <p>∫</p> <p>(17) }</p> <p><u>(18) 暗号資産関連デリバティブ取引業</u> <u>一般社団法人日本暗号資産取引業協会の定</u> <u>款第 3 条第 12 号に規定する暗号資産関連デリ</u> <u>バティブ取引業をいう。</u></p> <p><u>(19) 電子記録移転権利等の売買その他の取引等</u> <u>一般社団法人日本 STO 協会の定款第 3 条第</u> <u>4 号に規定する電子記録移転権利等の売買そ</u> <u>の他の取引等をいう。</u></p> <p><u>(20)</u> } (現 行 ど お り)</p> <p>∫</p> <p><u>(25)</u> }</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この業務規程において、次の各号に掲げ る用語の定義は当該各号に定めるところによ る。</p> <p>(1) } (省 略)</p> <p>∫</p> <p>(17) }</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(18)</u> } (省 略)</p> <p>∫</p> <p><u>(23)</u> }</p>
<p>(取り扱う相談、苦情及び紛争の範囲)</p> <p>第 4 条 センターが取り扱う相談及び苦情の範囲 は、次の各号に掲げる業務に関する相談及び苦 情とする。</p> <p>(1) 次のいずれかの団体の構成員である金融商 品取引業者等及び当該金融商品取引業者等に 係る金融商品仲介業者（以下「協定事業者」 という。）の業務</p> <p>イ 日本証券業協会</p> <p>ロ 一般社団法人投資信託協会</p> <p>ハ 一般社団法人日本投資顧問業協会</p> <p>ニ 一般社団法人金融先物取引業協会</p> <p>ホ 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p>	<p>(取り扱う相談、苦情及び紛争の範囲)</p> <p>第 4 条 センターが取り扱う相談及び苦情の範囲 は、次の各号に掲げる業務に関する相談及び苦 情とする。</p> <p>(1) 次のいずれかの団体の構成員である金融商 品取引業者等及び当該金融商品取引業者等に 係る金融商品仲介業者（以下「協定事業者」 という。）の業務</p> <p>イ 日本証券業協会</p> <p>ロ 一般社団法人投資信託協会</p> <p>ハ 一般社団法人日本投資顧問業協会</p> <p>ニ 一般社団法人金融先物取引業協会</p> <p>ホ 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p>

改正案	現行
<p>△ <u>一般社団法人日本暗号資産取引業協会</u> ト <u>一般社団法人日本 STO 協会</u></p> <p>2</p> <p>(1) } (現行どおり) ┆ (5) }</p> <p><u>(6) 暗号資産関連デリバティブ取引業の業務</u> (一般社団法人日本暗号資産取引業協会の会 員及び当該会員に係る金融商品仲介業者の業 務に係るものに限る。)</p> <p><u>(7) 電子記録移転権利等の売買その他の取引</u> 等 (一般社団法人日本 STO 協会の正会員及び 当該正会員に係る金融商品仲介業者の業務に 係るものに限る。)</p> <p><u>(8)</u> <u>(9)</u></p> <p>3 } (現行どおり) ┆ 6 }</p> <p>(センターと協定を締結している団体等の費用負 担義務)</p> <p>第6条 } (現行どおり)</p> <p>2</p> <p>3 加入第1種金融商品取引業者に係る紛争等解 決事業に必要な費用については、次の各号に掲</p>	<p>} (新 設)</p> <p>2 あっせん委員が行うあっせんの適用範囲は、 紛争のうち、次の各号のいずれかに該当する取 引又は業務につき争いがある場合とする。</p> <p>(1) } (省 略) ┆ (5) }</p> <p>} (新 設)</p> <p><u>(6)</u> <u>(7)</u></p> <p>3 } (省 略) ┆ 6 }</p> <p>(センターと協定を締結している団体等の費用負 担義務)</p> <p>第6条 第5条第1項の規定により、センターと 協定を締結している団体は、毎年度、当該団体 の構成員である協定事業者に係る紛争等解決事 業に必要な費用（助成金等が充当される部分を 除く。以下この条において同じ。）の額を基礎と して、当該協定に定めるところにより、費用を 負担しなければならない。</p> <p>2 特定事業者は、毎年度、細則で定める基本負 担金を負担するほか、第6条の3に規定するあ っせん開催期日1回当たりの利用負担金を負担 しなければならない。</p> <p>3 加入第1種金融商品取引業者に係る紛争等解 決事業に必要な費用については、次の各号に掲</p>

改正案	現行
<p>げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>∫</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>第4条第2項第6号に規定する業務に関する苦情及び紛争に係る紛争等解決事業に係る費用（以下「暗号資産関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用」という。）のうち当該年度の開始時点において一般社団法人日本暗号資産取引業協会に加入する加入第1種金融商品取引業者に係る費用</u></p> <p><u>第6項に規定する一般社団法人日本暗号資産取引業協会の負担金を充当するほか、当該加入第1種金融商品取引業者が負担する第6条の3に規定するあっせん開催期日1回当たりの利用負担金及びあっせんの申立者が負担する第32条に規定するあっせん申立金を充当する。</u></p> <p>(6) <u>暗号資産関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用のうち当該年度の開始時点において一般社団法人日本暗号資産取引業協会に加入しない加入第1種金融商品取引業者に係る費用</u></p> <p><u>当該一般社団法人日本暗号資産取引業協会に加入しない加入第1種金融商品取引業者が次条に定める基本負担金及び第6条の3に規定するあっせん開催期日1回当たりの利用負担金を負担するほか、あっせんの申立者が第32条に規定するあっせん申立金を負担する。</u></p> <p>(7) <u>第4条第2項第7号に規定する電子記録移転権利等の売買その他の取引等であって特定第1種金融商品取引業務に関する苦情及び紛争に係る紛争等解決事業に係る費用（以下「電子記録移転権利関連紛争等解決費用」という。）のうち当該年度の開始時点において一般社団法人日本STO協会に加入する加入第1種</u></p>	<p>げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (省 略)</p> <p>∫</p> <p>(4) }</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改正案	現行
<p><u>金融商品取引業者に係る費用</u></p> <p><u>第7項に規定する一般社団法人日本STO協会の負担金を充当するほか、当該加入第1種金融商品取引業者が負担する第6条の3に規定するあっせん開催期日1回当たりの利用負担金及びあっせんの申立者が負担する第32条に規定するあっせん申立金を充当する。</u></p> <p>(8) <u>電子記録移転権利関連紛争等解決費用のうち当該年度の開始時点において一般社団法人日本STO協会に加入しない加入第1種金融商品取引業者に係る費用</u></p> <p><u>当該一般社団法人日本STO協会に加入しない加入第1種金融商品取引業者が次条に定める基本負担金及び第6条の3に規定するあっせん開催期日1回当たりの利用負担金を負担するほか、あっせんの申立者が第32条に規定するあっせん申立金を負担する。</u></p> <p>4 } (現行どおり)</p> <p>5 }</p> <p>6 <u>一般社団法人日本暗号資産取引業協会は、毎年度、同協会の会員である加入第1種金融商品取引業者に係る暗号資産関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用について、センターとの協定に定めるところにより、負担しなければならない。</u></p> <p>7 <u>一般社団法人日本STO協会は、毎年度、同協会の会員である加入第1種金融商品取引業者に係る電子記録移転権利関連紛争等解決費用について、センターとの協定に定めるところにより、</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>4 日本証券業協会は、毎年度、同協会の会員である加入第1種金融商品取引業者に係る有価証券関連紛争等解決費用について、センターとの協定に定めるところにより、負担しなければならない。</p> <p>5 一般社団法人金融先物取引業協会は、毎年度、同協会の会員である加入第1種金融商品取引業者に係る金融先物取引関連紛争等解決費用について、センターとの協定に定めるところにより、負担しなければならない。</p> <p>(新 設)</p>

改正案	現行
<p><u>負担しなければならない。</u></p> <p>8 <u>年度の中途において日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本暗号資産取引業協会又は一般社団法人日本 STO 協会の会員となった場合（年度の中途において第 1 種金融商品取引業者となったときに同時に各協会への入会の手続をとった場合を除く。）においては、第 3 項の規定の適用上、同項第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 8 号に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>9 （ 現行どおり ）</p> <p>10 第 1 項の費用の額の算定においては、<u>日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本暗号資産取引業協会又は一般社団法人日本 STO 協会のいずれかに加入する加入第 1 種金融商品取引業者に係る費用を算入しないものとする。</u></p> <p>11 （ 現行どおり ）</p> <p>（日本証券業協会等に参加しない者に係る基本負担金額）</p> <p>第 6 条の 2 } （ 現行どおり ） 2 }</p> <p>3 <u>前条第 3 項第 6 号に規定する基本負担金の額は、一般社団法人日本暗号資産取引業協会の会員である加入第 1 種金融商品取引業者に係る暗号資産関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用の 1 社当たり平均見込額の 1.5 倍に相当する額とする。</u></p>	<p>6 <u>年度の中途において日本証券業協会又は一般社団法人金融先物取引業協会の会員となった場合（年度の中途において第 1 種金融商品取引業者となったときに同時に両協会への入会の手続をとった場合を除く。）においては、第 3 項の規定の適用上、同項第 2 号又は第 4 号に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>7 当事者である加入第 1 種金融商品取引業者等又は顧客は、あっせんの申立てが受理されたときは、第 32 条の定めるところにより、あっせん申立金をセンターに納付しなければならない。</p> <p>8 第 1 項の費用の額の算定においては、<u>日本証券業協会又は一般社団法人金融先物取引業協会のいずれかに加入する加入第 1 種金融商品取引業者に係る費用を算入しないものとする。</u></p> <p>9 センターは、特定事業者に係る第 2 項に規定する基本負担金及びあっせん開催期日 1 回当たり利用負担金の額については、特定事業者の数及び特定事業者に係るあっせん申立て件数等を勘案して、必要と認める場合には、見直しをするものとする。</p> <p>（日本証券業協会等に参加しない者に係る基本負担金額）</p> <p>第 6 条の 2 } （ 省 略 ） 2 }</p> <p>（ 新 設 ）</p>

改 正 案	現 行
<p data-bbox="169 248 790 472">4 <u>前条第3項第8号に規定する基本負担金の額は、一般社団法人日本STO協会の正会員である加入第1種金融商品取引業者に係る電子記録移転権利関連紛争等解決費用の1社当たり平均見込額の1.5倍に相当する額とする。</u></p> <p data-bbox="288 584 655 618">付 則（2020年4月23日）</p> <p data-bbox="201 680 719 714">この改正は、2020年5月1日から施行する。</p> <p data-bbox="217 777 790 855">（注1）施行日は、改正金融商品取引法の施行日と同じ日。</p> <p data-bbox="217 873 790 952">（注2）改正条項等は、以下のとおりである。 第2条、第4条、第6条、第6条2を改正。</p>	<p data-bbox="1059 248 1227 282">（ 新 設 ）</p>